

被災者生活再建支援事業の実施について

1 概要

令和元年台風第15号または第19号により住家に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法の適用外である品川区では半壊判定以上の世帯に対する支援がないことから、被災者の生活の安定を支援するべく、都の補助制度を活用した被災者生活再建支援事業を実施する。

本事業では、上記二つの台風により被災し、半壊以上と判定された住家において、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助する。

2 支援対象

令和元年台風第15号または第19号によって居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定され、住宅の建設、購入、補修または賃借を行った場合の費用

3 補助額

補助金交付額として、以下に示す基準額と被災世帯が住宅の建設、購入、補修または賃借に要した費用を比較し、少ない方の金額とする。

住宅被害別世帯	建設または購入	補修	賃借
全壊	300万円 (225万円)	200万円 (150万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊	250万円 (187.5万円)	150万円 (112.5万円)	100万円 (75万円)
半壊	200万円 (150万円)	120万円 (90万円)	80万円 (60万円)

()内は単数世帯への補助額

※補助額のうち、2分の1は都の補助金を充当し、残りの2分の1を区が支出する。

4 対象想定件数

4件(台風第15号で半壊と判定された件数。台風第19号では半壊判定無し)

5 申請期間

令和元年度分 令和2年2月28日まで

令和2年度分 令和2年9月25日まで

6 広報

- (1) 台風第15号で半壊と判定された方に制度案内を郵送
- (2) 区ホームページで周知